

自動車保管場所賃貸契約書

賃貸人前澤研爾と賃借人 _____ との間に、次の通り自動車保管場所賃貸契約を締結する。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車保管場所 前橋市天川町 1672-5 MMパーキング 駐車場番号 (_____)

2. 自動車 (台数 1 台) 車両名 _____ 車両番号 _____

(来客用を使用するなど、不定の場合は「車両名」に「来客用」等その旨を記載する。)

第2条 契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から、賃借人が賃貸人に対し、事前に予告した月の

月末までとする。ただし賃貸人は賃借人に対し、少なくとも1か月以上前の予告をもってこの契約を解除することができるものとし、また下記賃借料を変更する場合も同様とする。

第3条 賃借料は、1か月金 5,000 円也とし、賃借人は毎月末日までに翌月分を指定したゆうちょ銀行の口座に振り込むものとする。月途中からの契約については、契約月の料金は 5,000 円を上限として1日 180 円で日割り計算を行い、契約時に当月分の駐車料金を支払うものとする。ただし、月途中での解約については、日割り計算による返金は行わないものとする。

第4条 賃借人は、車を契約した場所以外に置いてはならない。通路は常時充分空けておき、他車の出入りを妨げてはならない。

第5条 賃借人は賃貸人に無断で契約の車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡および転貸は絶対にしてはならない。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣住民の迷惑となる行為を一切してはならない。

第7条 賃借人は当契約書に定める管理規定に従って保管場所を使用しなければならない。

第8条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとする。

1. 賃料の支払いを怠ったとき。

2. 当契約書に定める管理規定に違反したとき。

3. その他、この契約書に定めがなくとも、反社会的あるいは非常識な行為を行ったとき。

第9条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等に帰すべき事由によって、保管場所またはその施設及び保管場所の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人は速やかにその損害を賠償するものとする。

第10条 賃貸人は保管場所にある賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害について責任を負わないものとする。

上記のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を所持する。

年 _____ 月 _____ 日

賃貸人 住所 〒 177-0045 東京都練馬区石神井台 2-22-9
電話 03-5936-9068
氏名 前 澤 研 爾 (印)

賃借人 住所 〒 _____

電話 _____

氏名 _____ (印)

ゆうちょ銀行振込口座番号 **** *-***** (***)
全銀システム 店名*** (***) 店番号*** 普通預金*****
駐車場管理者 前澤研爾 (東京都練馬区石神井台 2-22-9 電話・FAX 03-5936-9068)

自動車保管場所賃貸契約書（複数台用）

賃貸人前澤研爾と賃借人 _____ との間に、次の通り自動車保管場所賃貸契約を締結する。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の自動車保管場所を賃借人に賃貸し、賃借人はその所有する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車保管場所 前橋市天川町 1672-5 MMパーキング 駐車場番号 ()

2. 自動車(台数 _____ 台)、車両名・車両番号(来客用等不定の場合はその旨記載)は下記の通り。

第2条 契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から、賃借人が賃貸人に対し、事前に予告した月の

月末までとする。ただし賃貸人は賃借人に対し、少なくとも1か月以上前の予告をもってこの契約を解除することができるものとし、また下記賃借料を変更する場合も同様とする。

第3条 賃借料は、1台につき1か月金 5,000 円、() 台分月額金 () 円也とし、賃借人は毎月末日までに翌月分を指定したゆうちょ銀行の口座に振り込むものとする。月途中からの契約については、1台あたりの契約月の料金は 5,000 円を上限として1日 180 円で日割り計算を行い、契約時に当月分の駐車料金を支払うものとする。ただし、月途中での解約については、日割り計算による返金は行わないものとする。

第4条 賃借人は、車を契約した場所以外に置いてはならない。通路は常時充分空けておき、他車の出入りを妨げてはならない。

第5条 賃借人は賃貸人に無断で契約の車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡および転貸は絶対にしてはならない。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣住民の迷惑となる行為を一切してはならない。

第7条 賃借人は当契約書に定める管理規定に従って保管場所を使用しなければならない。

第8条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで直ちにこの契約を解除することができるものとする。

1. 賃料の支払いを怠ったとき。

2. 当契約書に定める管理規定に違反したとき。

3. その他、この契約書に定めがなくとも、反社会的あるいは非常識な行為を行ったとき。

第9条 賃借人またはその代理人、使用人、運転者、同乗者等に帰すべき事由によって、保管場所またはその施設及び保管場所の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人は速やかにその損害を賠償するものとする。

第10条 賃貸人は保管場所にある賃借人の自動車について、賃貸人の責任に基づかないで発生した天災、火災、盗難等による損害について責任を負わないものとする。

上記のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を所持する。

年 _____ 月 _____ 日

賃貸人 住所 〒 177-0045 東京都練馬区石神井台 2-22-9

電話 03-5936-9068

氏名 前 澤 研 爾

(印)

賃借人 住所 〒 _____

電話 _____

氏名 _____

(印)

ゆうちょ銀行振込口座番号 **** *-***** (***)
全銀システム 店名*** (***) 店番号*** 普通預金*****
駐車場管理者 前澤研爾 (東京都練馬区石神井台 2-22-9 電話・FAX 03-5936-9068)